

議員提出議案第5号

国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金の支給  
範囲の拡大を求める意見書

上記の議案を提出します。

令和3年3月23日

中野区議会議長 高橋 かずちか 殿

提出者	中野区議会議員	石坂	わたる
		立石	りお
		木村	広一
		ひやま	隆
		小宮山	たかし
		白井	ひでふみ
		近藤	さえ子
		大内	しんご
		伊藤	正信
		酒井	たくや
		むとう	有子
		長沢	和彦

## 国民健康保険及び後期高齢者医療における傷病手当金の支給範囲の拡大を求める意見書

1947年10月8日の社会保険制度調査会の「社会保障制度要綱」に記載されている「社会保障制度に関する社会保険制度調査会の答申」では「この制度の確立は、経済再建の基本的条件の一つ」として、「自営者については、時機を設け」という但し書きがありつつも「傷病手当金は、被用者及び自営者に対して支給する」としています。その後、長年にわたり国民健康保険の全加入者に対して実現に至らずにいましたが、今般の新型コロナウイルス禍において、国民健康保険に加入する被用者に対しては支給がなされることとなりました。

国民健康保険は地方自治体が経営するものではありませんが、国は国民の生活保障の責任を持ち、社会保障制度の総合的企画を行うとともに、各地方自治体が行う本制度の運営について総合調整する責任を持ちます。そのため、地方自治体に対する様々な支援や費用の負担も国には求められています。また、そもそも医療保険においては、仕事を休んで医療にかかる機会の不均等について、被用者とそれ以外の一般国民とを問わず生命尊重の本義に徹し、普遍化を図らなければなりません。

よって、政府におかれては、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした自営業者に傷病手当金を支給する市町村及び特別区に対する下記の事項について早急に取り組むよう求めます。

### 記

- 1 国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした個人事業主の給与所得を除く部分に対し、被用者と同様に傷病手当金を支給する区市町村等に対し支給額全額について国が財政支援を行ってください。
- 2 被用者の場合と同様に、風邪の症状や発熱が続いており、感染の疑いが完全に否定できない場合についても、傷病手当金の支給対象とできるようにしてください。
- 3 個人事業主への傷病手当金の支給にかかる事務手続きや周知広報以外にかかる費用についても、国の財政支援の対象としてください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣  
厚生労働大臣 あて

中野区議会議長名